

支援業務の実施に関する計画

【イ 組織及び運営に関する事項】（共管省令第 40 条第 1 号関係）

【ロ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項】（共管省令第 40 条第 2 号関係）

※住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合、次の 3 つを必ず記載ください。

①支援業務の内容、②料金形態（対価）、③支援の提供条件

【ハ 地方公共団体等との連携に関する事項】（共管省令第 40 条第 3 号関係）

【ニ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項】（共管省令第 40 条第 4 号関係）

※記載するにあたり、別紙「支援業務の実施に関する計画の記載について」をご覧ください。